

# 職業能力開発局

Human Resource Development Bureau

## 働く人のスキルアップを 応援する

Our Mission スキルを身に付けて就職を目指す方、  
職場で更なるスキルアップを目指す方、  
従業員の人材育成を図る企業への支援等により、  
すべての人が持てる能力を存分に発揮し、  
いきいきと働くことができる社会の実現を目指します。

### 部局の所掌分野

#### 国や都道府県による職業訓練

再就職に必要な知識等を習得するための離職者訓練の全国での実施や、全国19箇所の障害者職業能力開発校の運営等により、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を提供しています。

#### 働く人のキャリア形成支援

将来のキャリア設計や能力証明に活用できるジョブ・カードや、労働者が受講した講座の訓練費用の一部を助成する教育訓練給付等を通じて、個人の主体的なキャリア形成を支援しています。



#### 企業による人材育成の支援

従業員に実施した訓練費用の一部助成や、企業の実施する訓練を都道府県知事が認定する「認定職業訓練制度」を実施することで、人材育成に力を入れる企業を支援しています。

#### 職業能力評価と技能振興

国や都道府県が実施する技能検定や企業・業界単位での検定制度の推進により、個人の能力が客観的に評価される枠組を整備するとともに、技能競技大会を通じた技能振興に努めています。

#### 発展途上国への技術協力

発展途上国等の外国人を一定期間日本に受け入れ、OJTを通じた技能移転を行う技能実習制度等により、発展途上国等の経済発展を担う人材育成に貢献しています。

### 政策紹介 1

#### 就職やスキルアップに向けた職業訓練の充実

公的職業訓練は、産業界や地域の人材ニーズを踏まえて訓練コースを設定しており、職に就こうとする方々が、職場で求められるスキルや知識を身に付けられるよう支援しています。今後さらに、非正規雇用労働者の若者等が、国家資格を取得して正社員として就職できるよう、1～2年の長期の訓練を拡充するとともに、子育て中の女性の再就職に向けた訓練コースの充実を図ることとしています。

また、働いている方々についても、仕事に必要な専門知識や技術の向上を図るための職業訓練を実施し、従業員の人材育成を通じ、企業におけるサービスや品質の高付加価値化や業務改善・効率化を支援しています。

### 政策紹介 2

#### 働く人のキャリアアップ・スキルアップの支援

技術革新や経済社会の急速な変化に対応し、働く人がその能力を最大限に活かして活躍できるよう、自らのキャリアについて主体的に考え、キャリアアップを図るための支援は重要な課題です。



「自分にはどんな仕事に向いているのか?」「今よりキャリアアップするため、何に取り組んだらよいか?」こんな職業選択や職業生活の設計などの相談をするキャ

アコンサルティングの推進や、仕事の理解や自己理解を深め、働く人のキャリアプランニングを支援するツールであるジョブ・カードの活用促進を図っています。また、仕事のスキルアップ・資格取得のために受講した講座の費用の一部を助成する教育訓練給付制度の充実に取り組んでいます。



#### KEY WORD

##### ハロートレーニング ～急がば学べ～

「ハロートレーニング」とは、平成28年に公募・決定した公的職業訓練の愛称です。新しい職業やスキルとの出会いに対し、希望をもって訓練に取り組んで欲しいとの思いが込められています。

キャッチフレーズについても、新しいスキルの習得に焦らず前向きに取り組んで欲しいとの願いを込めて、「～急がば学べ～」に決定しました。今後、多くの方々に、キャリアアップや再就職のためにハロートレーニングを活用してもらえよう、取り組んでいきます。

### 政策紹介 3

#### 技能検定試験と技能の振興

技能検定試験は、機械加工、建築大工やファイナンス・プランニング等約130の職種において、働くう

で必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。試験の合格者は技能士として名乗ることができ、学生や若者が目標を持ってスキルの向上を図れるよう、支援しています。

また、次世代のものづくりを担う若者が「技」の日本を競い合う技能五輪全国大会の開催や、卓越した技能を持ち、その道で第一人者と目されている技能者を表彰する「卓越した技能者(現代の名工)」表彰制度により、技能水準の向上や技能の振興を図っています。



#### KEY WORD

##### 外国人技能実習法の成立

技能実習制度は、発展途上国の方々々が日本の企業等で実習を受け、本国に帰って学んだ技能や知識を生かして活躍してもらうことを目的とした国際貢献のための仕組みです。

しかしながら、一部にはこの制度の趣旨を理解せず、賃金不払い等の労働関係法令違反等、不適正な受け入れが行われているとの指摘があったことを踏まえ、外国人技能実習法\*を制定しました。

法律では、監理団体の許可制の創設や制度の運用を担う新法人の創設により、管理監督体制の強化を図るとともに、優良な監理団体等については実習期間の延長等を認めることとしており、新制度の下、開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に貢献していきます。

※外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律